

旭川赤十字訪問看護ステーション運営規程

(目的)

第1条 日本赤十字社が開設する旭川赤十字訪問看護ステーションは、健康保険法及び介護保険法による指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を行う事業所として、要支援者・要介護者等の生活の質を確保する見地から利用者の心身の機能維持、回復、悪化の予防・防止を図り在宅療養が継続できるように支援することを目的とする。

(方針)

第2条 旭川赤十字訪問看護ステーションは、訪問看護事業の基本理念が具現されるように配慮すると共に市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、利用者の健康が増進されるように努めるものとする。

(職員の職種)

第3条 この事業所には次の職員を置く。但し、必要に応じて職員を増員又は臨時の職員を置くことができる。(指定訪問看護と指定介護予防訪問看護を兼務する。)

管理者(兼)	1名
保健師または看護師	常勤換算方法で2.5名以上
事務職員(兼)	1名以上
(健康保険法に基づく指定訪問看護のみ)	
理学療法士(兼)、作業療法士(兼)または言語聴覚士(兼)	1名以上

(職務内容)

第4条 管理者は、健康保険法及び介護保険法並びに関係法令及び監督官庁の指示等に従い職員を管理し、適切な訪問看護が行われるよう必要な配慮をする。

第5条 職員は、管理者の命を受けて次の区分によりそれぞれの職務に従事する。

- (1) 保健師・看護師は医師の指示に基づき、利用者の看護に重点を置いた訪問看護の提供に従事する。
- (2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は医師の指示に基づき、利用者の機能回復などの為のリハビリテーションに従事する。
- (3) 事務職員は一般事務及び庶務に関する事に従事する。

(営業日)

第6条 営業日は次の休業日を除く日とする。

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、5月1日。

(営業時間)

第7条 月曜日～金曜日(午前8時25分～午後5時)

(通常の実施地域)

第8条 当事業所のサービス提供地域は通常旭川市全域とする。その他の地域は相談に応じる。

(業務継続計画の策定等)

第9条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、訪問看護の提供を継続するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定するものとする。

- (1) 管理者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 管理者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第 10 条 当事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知
- （2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- （3）事業所において、職員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期的な実施

（虐待防止に関する事項）

第 11 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員への周知
 - （2）虐待防止のための指針の整備
 - （3）職員に対し、虐待防止のための研修の定期的な実施
 - （4）前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は管理者とする
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

（訪問看護の提供方法）

第 12 条 訪問看護の提供開始に当たっては、主治医の指示書及び訪問看護計画書、介護予防訪問看護計画書に基づき看護師等が訪問し、在宅において看護・リハビリテーション等のサービスを提供する。

（訪問看護の内容）

第 13 条 利用者に対する訪問看護の内容については、次のとおりとする。

- （1）医師の指示に基づく病状の観察
- （2）体位交換、食事、排泄等のお世話
- （3）清拭、洗髪、入浴等のお世話
- （4）褥瘡の処置、カテーテル等の管理
- （5）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によるリハビリテーション
- （6）自宅で最期を迎える方のターミナルケア
- （7）利用者の家族に対する介護支援・相談・指導

（緊急時における対処方法）

第 14 条 看護師等は、訪問看護を行っている時に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、必要に応じて緊急手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うものとする。

（利用料）

第 15 条 医療保険における後期高齢者医療受給者は原則 1 割（一定以上所得者 2 割）の負担額、また健康保険加入者は厚生労働大臣が定めた総額の算定基準による額の支払を利用者から受けるものとする。

その他の利用料として

- （1）時間外・休日・深夜料金

3, 000 円

(2) 交通費 当行-ツヨより	半径 2km未満	200円 (税込)
	半径 2km以上 5km未満	400円 (税込)
	半径 5km以上	600円 (税込)
(3) 死後処置料		2,000円
(4) おむつ代等に要する費用		実費
(5) オプション料金		
・医療保険適用外		5,000円 (営業日)
(保険使用しない場合)		8,000円 (休日、祝日)
・車の有料駐車料金		実費

第16条 介護保険対象者は、厚生労働大臣が定める基準による額の1割又は2割の負担分額の支払を利用者から受けるものとする。

その他の利用料として、死後処置料 2,000円

(その他運営に関する重要事項)

- 第17条 (1) 場所は旭川赤十字病院内(旭川市曙1条1丁目1-1)の事業所に設置する。
(2) 毎年3月31日決算による独立した収支決算書を作成する。
(3) 定められた記録(管理、訪問看護、会計及び設備、備品に関するもの等)を作成し最低3年間は保管する。
(4) 会計、用度、人事等事務的な業務の一部を病院に依頼できる。
(5) 業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、第三者に口外しない。
(6) この項に定めない事項については、介護保険法その他の法令の定めるところを尊重し利用者及びその家族と協議により定める。
(7) この規程は院内運営委員会の審議を経て、管理者及び病院長の承認により変更することができる。

附 則

- この規程は、平成6年12月1日より施行する。
平成13年7月1日一部改定施行する。
平成14年10月1日一部改定施行する。
平成15年4月1日一部改定施行する。
平成16年4月1日一部改定施行する。
平成18年4月1日一部改正施行する。
平成21年4月1日一部改正施行する。
平成22年4月1日一部改正施行する。
平成25年4月1日一部改正施行する。
平成29年4月1日一部改正施行する。
平成29年6月23日一部改正施行する。
平成29年10月1日一部改正施行する。
令和4年8月1日一部改正施行する。